

上山市議会会議録

第 5 1 6 回定例会

予算特別委員会

(令和 3 年 9 月 7 日)

令和3年9月7日（火曜日）

本日の会議に付した事件

議第52号 令和3年度上山市一般会計補正予算（第7号）

議第53号 令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第54号 令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要 市	委員	棚	井	裕	一	委員
谷	江	正 照	委員	尾	形	み	ち子	委員
川	口		豊	中	川	と	み子	委員
神	保	光 一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋 巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳 朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長兵衛	市 長	山	本	幸	靖	副 市 長
尾	形	俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	富	士	英	樹	市政戦略課長
鈴	木	英 夫	財政課長	前	田	豊 孝		税務課長
佐	藤		毅	鈴	木	直 美		健康推進課長
鏡		裕 一	福祉課長	齋	藤	智 子		子ども子育て課長
木	村	昌 光	商工課長	安	田	紀 之		観光・ブランド 推進 課長
漆	山		農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須	貝	信 亮		建設課長

横 戸 利 平	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹	教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄	教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	監 査 委 員

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

午前１０時００分 開 会

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は本日１日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算３件であります。

これより直ちに審査に入ります。

議第５２号 令和３年度上山市一般 会計補正予算（第７号）

○中川とみ子委員長 議第５２号令和３年度上山市一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第５２号令和３年度上山市一般会計補正予算（第７号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。

令和３年度上山市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０億２，８００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６０億９００万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

最初に歳入から申し上げます。

13款分担金及び負担金は823万8,000円を減額し、補正後の額を5,987万8,000円とするものでありますが、2項負担金の減によるものであります。

15款国庫支出金は363万9,000円を増額し、補正後の額を20億3,919万6,000円とするものでありますが、1項国庫負担金で92万円、2項国庫補助金で271万9,000円の増によるものであります。

16款県支出金は1億2,406万1,000円を増額し、補正後の額を10億5,765万6,000円とするものでありますが、2項県補助金の増によるものであります。

19款繰入金は7億7,000万円を増額し、補正後の額を10億9,150万円とするものであります。

20款繰越金は1億3,853万8,000円を増額し、補正後の額を3億2,479万8,000円とするものであります。

その結果、歳入合計では10億2,800万円を増額し、補正後の額を160億900万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

2款総務費は188万8,000円を増額し、補正後の額を20億2,630万4,000円とするものでありますが、3項戸籍住民基本台

帳費の増によるものであります。

3款民生費は1,471万2,000円を増額し、補正後の額を46億5,340万6,000円とするものでありますが、1項社会福祉費で1,016万5,000円、2項児童福祉費で332万円、3項生活保護費で122万7,000円の増によるものであります。

4款衛生費は3,265万3,000円を増額し、補正後の額を15億976万9,000円とするものでありますが、1項保健衛生費の増によるものであります。

6款農林水産業費は1億6,755万6,000円を増額し、補正後の額を6億6,565万3,000円とするものでありますが、1項農業費の増によるものであります。

9款消防費は705万4,000円を増額し、補正後の額を5億2,798万1,000円とするものであります。

10款教育費は13万7,000円を増額し、補正後の額を15億6,281万3,000円とするものでありますが、2項小学校費の増によるものであります。

12款公債費は8億400万円を増額し、補正後の額を21億3,200万円とするものであります。

その結果、歳出合計では10億2,800万円を増額し、補正後の額を160億900万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費は188万8,000円の増であります。戸籍住民基本台帳事務費で国のマイナポイント事業に

より、マイナンバーカードの交付申請が急増していることから、全額国庫補助金を受け、会計年度任用職員1人分の人件費を増額するものがあります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は1,016万5,000円の増ですが、灯油購入費等助成事業費で、県の補助金を活用し、冬期間における低所得世帯等への生活支援策として、市民税非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、合わせて約1,800世帯を対象に灯油の購入費等に対し1世帯当たり5,000円を助成する扶助費のほか、事務費を計上するものであります。

2項児童福祉費2目児童措置費は332万円の増ですが、保育所等管理運営費では保育料無償化に向けた段階的負担軽減を県と連携して実施することに伴い、民間認定こども園が徴収している保育料の減収分を補填するため、当該園に対する施設型給付費を増額するもので、併せて保育園の保育施設入所負担金を減額し、県からの補助金を増額する財源更正を行うものであります。

保育所等特別保育事業費では、現在、民間園も含め市内保育所等におけるICT化の事業を進めておりますが、当初は民間園4園のうち3園への補助を予定していたところ、残る1園についても令和3年度中の導入が決定したことから、保育園等ICT化推進事業補助金を増額するものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は122万7,000円の増ですが、生活困窮者自立支援費で、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている世帯が増加していることから、家賃相当分を支給する住居確保給付金を増額するも

のであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は265万3,000円の増であります。小規模水道施設管理費で、現在、蔵王地内に給水している蔵王飲料水供給施設の導水管が老朽化により破損したため、導水管の更新を行う工事請負費を計上するものであります。

3目保健衛生施設費は3,000万円の増ですが、保健センター管理費で、現在、保健センターの改修工事を実施しておりますが、トイレの段差解消及び便器の洋式化、外部スロープの増設、煙突の撤去工事を追加して実施するため、工事請負費を増額するものであります。次のページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は1億4,230万8,000円の増ですが、農業総務費で4月に発生した凍霜害により果樹や野菜等に甚大な被害を受けた農業者に対して、被害面積に応じ、県と協調して、営農継続に必要な肥料や農薬の購入を支援するもので、気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金を計上するものであります。

3目農業振興費は2,479万7,000円の増ですが、ブランド化推進事業費では2つの補助事業を設けるものであります。1つは、凍霜害に対する施設整備の支援を県と協調して行うもので、井戸やハウス等の整備計画がある事業者7件に対し、補助率2分の1の魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金を622万6,000円計上し、2つは、県の山形のうまいもの創造支援事業を活用し、食品製造業者が行う事業規模拡大のために必要な機械等の導入経費に対し、補助率3分の1の山形のうまいもの創造支援事業費補助金を424万5,000円計上するものであります。

地域農業振興事業費では、生産性向上の取組や新規就農支援を県と協調して行うもので、山元そば組合のコンバイン購入経費及び新規就農者のスピードスプレー購入経費に対し、補助率2分の1の元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金を計上するものであります。

かみのやまワインによる地域振興事業費では、ワイン用ブドウの生産振興のため、松沢ワインぶどう団地等の整備に対し、国、県及び市の補助金を組み合わせ、生産施設整備、機械導入等への支援を行っておりますが、補助事業への追加応募があった事業者7件に対し、かみのやまワインによる地域振興事業補助金を計上するものであります。

7目農業構造政策推進費は45万1,000円の増であります。農用地有効活用推進事業費で、遊休農地の解消を目的として、人・農地プランの中心経営体や認定新規就農者が取り組む遊休農地の再生に要する経費に対し、県と協調して支援するもので、事業者2件に対し、補助率2分の1のやまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金を計上するものであります。

9款1項消防費3目消防施設費は705万4,000円の増であります。市単独消防施設整備事業費で、使用不可能となっている消火栓4基のほか、上水道配水管工事に伴う消火栓の更新について早急に実施する必要があるため、消火栓設置負担金を増額するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費は13万7,000円の増であります。小学校管理費で西郷第一小学校の南小学校への統合に伴い、対象児童21人分の南小学校用の体育着購入費に対し、補助率2分の1の体育着購入費補助金を計上するものであります。

12款1項公債費1目元金は7億9,781

万9,000円の増であります。市債繰上償還元金で減債基金からの7億7,000万円の取りくずしを主な財源とし、令和3年度以降の元金償還の一部8億4,216万7,000円を繰り上げて償還し、公債費負担の平準化を図るもので、主に令和4年度から令和8年度までの償還元金額を減額するものであります。このに伴い、市債償還元金で令和3年度下半期分の元金を4,434万8,000円減額するものであります。

3目公債諸費は618万1,000円の増であります。このたびの繰上償還は民間金融機関のほか、地方公共団体金融機構から借入れした起債を繰上償還いたします。機構に対し、将来の利息分に相当する補償金を支払う必要が生じることから、公債諸費において繰上償還補償金を措置するものであります。なお、このたびの繰上償還による利子負担軽減効果は、この補償金の負担を差し引いても約700万円と見込んでおります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げますので、前に戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

最初に、13款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金は823万8,000円の減であります。保育料の無償化に伴い、保育施設入所負担金を減額するものであります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は92万円の増であります。住居確保給付金に対する生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を増額するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は221万9,000円の増であります。マイナンバーカード交付事務費に対する個人番号カード交付事務費補助金及び地域農業振興事業に対す

る地方創生推進交付金を増額するものであります。

2目民生費国庫補助金は50万円の増であります。保育園等ICT化推進事業に対する保育対策総合支援事業費補助金を増額するものであります。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は1,180万円の増であります。低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金及び保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金をそれぞれ計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は1億1,226万1,000円の増であります。ワイン用ブドウ生産施設整備に対する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、凍霜害被害の施設整備に対する魅力(かち)ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金、食産業の振興のための機械整備に対する山形のうまいもの創造支援事業費補助金、遊休農地の再生に要する経費に対するやまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金、凍霜害被害農業者の農薬等購入経費に対する気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金、新規就農支援等に対する元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金をそれぞれ計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は7億7,000万円の増であります。減債基金を取りくずし、このたびの地方債の繰上償還の財源とするものであります。

なお、取りくずし後の減債基金残高は約2億217万円となるものであります。

20款1項1目繰越金は1億3,853万8,000円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い

申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出を区分して行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 3款民生費の保育所等のICT支援について伺いますが、75万円で、来年から1園遅れて導入ということで、今までやってきた園についての効果が、4月、5月、6月、7月、8月と5か月経過しているのですが、どういうふうに効果的に使われているかというのが私どもに見えてこない部分がありますので、分かればそこをお示しください。

○中川とみ子委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 今回、民間園、市内に4園ございますが、そのうち当初予算で3園分を予算措置しております。ただ、導入が決定しているものの、現実的に導入をされている施設はまだございません。これから補助の申請を受けて支出する段階ですので、効果は今後出てくるものと思われます。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 これは民間ですけれども、公立保育所については既になさっているかと思いますが、その辺はいかがですか。

○中川とみ子委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 公立2園においても、今どのシステムを導入するかということを検討中でございます。導入の時期といたしましては、コロナ禍の中でちょっと予定は遅れてはおりますが、年内中に稼働を目指しておるところでございます。

予定をしているのは、登降園管理、それから保護者との連絡ツール、この辺を強化したいと

考えておるところでございます。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 分かりました。

私も保育園によく行くのですけれども、今は連絡事項について、やっぱり詰まっているところがあるのかなというのが率直な実感です。ボードをクラスごとに下足箱の近くに置いていますが、どうしてもやっぱり保護者の連絡漏れとか出てきておりますので、小学校では結構メールを使ったりいろいろと工夫しているのですけれども、保育所でもそこはぜひ漏れなくお願いしたいと思います。要望です。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡等委員。

○守岡 等委員 13ページの2款総務費戸籍住民基本台帳事務費についてお尋ねします。

マイナンバーカードの交付申請が急増してきたということですが、全国平均が今36%、山形県平均が32%ということで、それと比べて本市の交付率の状況はどうなっているか、お示してください。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 8月末時点での本市のマイナンバーカードの交付率でございますけれども、27.79%という数字となっております。

県内の各市町の交付率等の数字が、7月末までの数字としてしかまだ出ておりませんので、その中で改めて申し上げますけれども、上山市の7月末現在の交付率は25.7%でございます。県内での位置でございますけれども、各市町ともマイナポイントの影響などもありまして、それぞれに交付率が伸びておる状況でございます。県内の順位で申し上げますと、35市町村中33番目という数字になっております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 まだまだ、急増はしているものの低い段階にあるようですけれども、やはり市民にこのマイナンバーカードのメリットを十分知らせていく必要があると思ひまして、マイナポイントというのはその重要な一環だと思いますが、それ以外にも、例えば将来的には医療保険証とのタイアップや様々なメリットが生まれてくると思いますけれども、そうした市民に対するメリットの宣伝という意味では、どういうことを考えていますか。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 市民に対する周知ということでございますけれども、カードの申請をJ-LISに市民の方からしていただきまして、J-LISでカードが作られまして、市のほうに送られて参ります。市からそのカードの申請者に対して、交付できますよというような形で通知を差し上げますけれども、そういった通知の際などに、カードの機能などの説明、あるいは交付に来ていただいたときに改めてもう一度説明するなど、そういった取組を実際しておりますし、今後も継続してやってまいりたいと思っております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 ぜひよろしく申し上げます。

あと、もう一つ、3款民生費、生活困窮者自立支援費についてですけれども、住居確保給付金ということで120万円計上されているわけですが、この対象件数と1世帯当たりの給付額の目安がもし分かれば教えていただけますか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 住居確保給付金でありますけれども、現在利用されている方は4世帯で

す。今後、増加が予想されることと、国から延長の指示を受けておりますので、新規の世帯を3世帯と想定しております。

この給付額ですが、生活保護の住宅扶助を基準としておりまして、単身世帯の場合は3万5,000円、2人世帯の場合は4万2,000円、3人世帯以上の場合は4万6,000円を基準に給付しております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうしますと、新規、継続ということで7世帯だと思いますけれども、継続世帯の場合には、今までに継続してプラス3か月という理解で、新規の方は新しく3か月で、そこでおしまいという、こういう考えですか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 国の方針によりますと、現時点では委員のおっしゃるとおり原則3か月の支給を基準としております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。川口豊委員。

○川口 豊委員 15ページ、6款農林水産業費2目農業総務費について伺います。

果樹農家の凍霜害被害は、大変大きな問題となっております。これは県と協調してということで、ようやく出てきたわけですが、先ほどの説明の中で肥料や農薬の購入費というふうなことで話がありましたが、これは肥料や農薬に限定した補助金というような形になるのでしょうか。収入減に伴う現金支給というふうな形のものじゃなくて、これは農薬と肥料の購入

費に限定した補助となるのか、教えてください。

○中川とみ子委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 今回の気象災害等対策生産資材緊急支援ということで、4月の凍霜害におきまして果樹や野菜等に被害を受けました農業者に対する支援でございます。

こちらは、品目ごと10アール当たりの栽培に必要な年間の肥料及び農薬購入費を基準といたしまして、品目ごとにかかる経費の部分を基準単価というふうに県で設定しておるところです。それに減収率を掛けまして、減収率に応じて補助率が出てくるわけなんですけれども、8割以上の減収となった場合には2分の1の補助率、また5割から8割の間の減収となった農家の方には4分の1の補助率というような補助率を掛けまして、交付単価を決定し、交付をしていくというような考え方になっております。

○中川とみ子委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 そうしますと、規模に応じた支給というような形になると思いますが、これはあくまでも申請された農家に対してという補助になりますか。

○中川とみ子委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 今後、農家の皆さんに対して、どのぐらいの減収があったかという部分を聞き取り調査を行いながら、申請を各農家から出していただくようなスケジュールを考えておるところでございます。

○中川とみ子委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 年に1回しか収穫がないということで、農家も大きな減収で大きな被害を被っていると思いますので、できるだけ早急に手当てできるようにお願いして、質問を終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありません

か。谷江正照委員。

○谷江正照委員 4款衛生費の保健センター改修の部分でお聞きしたいと思います。

まず、3,000万円という予算でございますが、工事内訳のお示しをお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 トイレの改修について2,000万円、煙突撤去費が1,000万円という内訳でございます。

○中川とみ子委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 トイレの改修、主にバリアフリーの部分であると理解しておりますが、この部分に関しまして、車椅子の利用はもちろんのこと、乳幼児、妊婦などの利用もバリアフリーの考えには含まれております。そういった乳幼児の安全を確保した状態でトイレの利用ができるようなもの、あとは身体障がいの中には内部障がいでもオストメイト対応トイレが必要な方も含まれております。こういった障がいを抱えた方が安心して使えるようなバリアフリーのトイレ工事になるのか、お聞きしたいと思います。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 バリアフリー化の中には、委員おっしゃったとおり、妊婦等への対応ということで、現在ある多目的室につきましても、ベビーベッド、こういったものを引き続き設置してまいります。

オストメイト対応トイレにつきましては、検討はいたしました。現在の構造上、多目的室に入るスペースを取ることがとても困難であるということで、まずはベビーベッドを継続して設置することを優先しております。

○中川とみ子委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 内容、了解しました。いろい

ろ検討をされたような結果だとは思いますが、本市においては障がいのある人が心豊かに安心して暮らせるまちというものを大きく掲げております。そういった新たに造る施設や改修をする場合においては、やはりぜひこの理解を進めていただいて、何とか取り組んでいただければという私の考えであります。よろしく願いたします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、9款消防費、10款教育費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 9款消防費について伺いたします。

先ほどの説明の中で、使用不可能になった消火栓が4基あるというようなお話でございましたが、この原因について、どのような原因で使用不能になったのか、お聞きいたします。

○中川とみ子委員長 消防長。

○黒田彰久消防長 消火栓にあっては、現在728基ございます。40年以上経過したものが約半数ございまして、使用不能となった消火栓の原因としましては、老朽化によるもの、腐食、破損等によるものと考えております。

これらの消火栓の更新を行うために、今回補正予算の計上をさせていただいたところでございます。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 老朽化については理解できませんが、ただいまの話の中で破損というようなお話がありました。この破損の原因はどうだったのかをお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 消防長。

○黒田彰久消防長 破損にあっても老朽化によるもので、消火栓そのものは地中にありますので、水によって腐食して、軀体そのものが、消火栓そのものが弱くなっております。そのために必ず年に1回は消火栓の点検を行うのですけれども、その際、開ける際に、消火栓等が開きにくかったり、またその点検時に発見されたり、また力をかけたことによって破損といいますか、ねじ山が切れるとか、そういったものの具体的な部分になりますけれども、そういった破損が見られます。それも老朽化によるものと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、12款公債費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第52号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。
採決いたします。

議第52号令和3年度上山市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第53号 令和3年度上山市介護  
保険特別会計補正予算  
（第1号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第53号令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第53号令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の16ページをお開き願います。

令和3年度上山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,200万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細

書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、25ページ、26ページをお開き願います。

6款諸支出金1項3目償還金に6,800万円を追加し、補正後の額を6,801万円とするものでありますが、前年度の国庫支出金等の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

23ページ、24ページをお開き願います。

8款繰越金1項1目繰越金に6,800万円を追加し、補正後の額を6,801万円とするものでありますが、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第53号令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第54号 令和3年度上山市産業
団地整備事業特別会計
補正予算（第1号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第54号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔木村昌光商工課長 登壇〕

○木村昌光商工課長 命によりまして、議第54号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の27ページをお開き願います。

令和3年度上山市の産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,140万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から申し上げますので、36ページ、37ページをお開き願います。

2款公債費1項1目元金は2億8,480万円を増額し、補正後の額を5億8,590万円とするものでありますが、産業団地分譲収入が

当初予算額を上回る見込みであるため、市債繰上償還元金を増額するものであります。

2目利子は40万円を減額し、補正後の額を470万円とするものでありますが、市債繰上償還元金を増額することで不要となる市債利子分を減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、34ページ、35ページをお開き願います。

1款財産収入1項財産売却収入1目不動産売却収入は2億8,440万円を増額し、補正後の額を5億8,590万1,000円とするものでありますが、当初見込みの売却収入を上回る実績であることから増額するものであります。

当初予算においては、1街区と2街区の一部の売却収入を見込んでおりましたが、実績といたしまして、1街区と3街区が売却となったものであります。2街区の一部につきましては、予約契約しております事業者の事情により、今年度中の売却が見込めない状況となりました。これらのことより、収入実績としては予算額を上回ることから増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第54号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時46分 閉 会